Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成31年4月26日 自動車局旅客課

# 今秋からタクシーの事前確定運賃サービスが始まります ~タクシー事前確定運賃の本格運用ルールを策定~

平成 29 年度に実施したタクシーの事前確定運賃についての実証実験結果及び本運用ルール案のパブリックコメント結果を踏まえて、本日付けで本格運用ルールを策定しました。 今秋からタクシーの運賃を事前に確定し利用できるようになります。

### (1)本格運用ルールの概要

- ▶ 配車アプリ等において、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した運賃に、地方運輸局が定める係数を乗じて算定する。
- ▶ 上記の係数は、直近年度の輸送実績をもとに、曜日、時間帯(1時間ごと)ごとに定める。また、毎年見直しを行う。
- ▶ 配車アプリ等により、旅客に対して走行予定ルートを示し、タクシーの運転者は、原則、 旅客に示した走行予定ルートどおりに運送を行う。
- ▶ 事前に旅客と事業者との間で合意し、確定した運賃を支払う。

#### (実施イメージ)

月曜日の 15:15 に東京駅から東京スカイツリーまで事前確定運賃でタクシーに乗車する場合





※統一係数表のイメージ

初乗運賃加算運賃統一係数

 $(410 \oplus + 1,840 \oplus) \times 1.15 = 2,590 \oplus$ 

## (2)今後の想定スケジュール

7月1日 事前確定運賃の実施を希望する事業者からの認可申請受付開始 10月1日 事前確定運賃実施の認可

○一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する許可申請の取扱いについて (以下のホームページにおいて公開しています)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk3\_000037.html

#### 【問い合わせ先】

自動車局旅客課 齋藤、山本 (代表)03-5253-8111(内線 41242、41243) (直通)03-5253-8569(FAX)03-5253-1636